# 学校法人山田常盤学園 常盤幼稚園

重要事項説明書

### 学校法人山田常盤学園 常盤幼稚園

## 重要事項説明書

- 1 施設の概要と目的、運営主体と運営方針
  - ・施設の概要

名 称 常盤幼稚園

所在地 伊勢市岩渕一丁目6番32号

園 長 山口 元気

• 目的

教育基本法及び学校教育法に従い、福音主義的キリスト教の精神に基づいて園児を 保育し、環境を整えてその心身の成長を支えることです。

• 運営主体

事業者の名称 学校法人 山田常盤学園

代 表 者 理事長 山口 元気

・ 運営の方針

理事会が運営主体となり、監事がその業務を監査します。評議員会を定期的に、また必要に応じて開き、本学園の運営が健全に保たれるようにします。理事、監事、評議員は教育理念についての共通理解を持って、自由に意見を述べ合い、こどもと教職員の環境面、精神面において最善の運営がなされるよう努力をしていきます。会計業務は学校法人会計に基づいて行います。必要な公的補助を受けて財政的に安定した運営が継続できるようにし、公認会計士の監査により、適正な運営状況が明らかにされるようにしていきます。

#### 2 教育の内容

①キリスト教信仰が生きる保育

人はみな、神によって創造され愛されているかけがえのない存在であることを 伝える。

②遊びを大切にする保育

こどもの自由な遊びを大切にし、さまざまな環境の中で他者と共に生活していく愛と力と知恵を養う。

③ひとりひとりと向き合う保育

ひとりひとりが、そのこどもらしさを大切に活かしながら成長していけるよう に支える。

- 3 教職員の構成
  - ・本園の教職員構成は次のとおりです(2024年2月末時点)。

園長

教諭 8名

職員 8名(保育士・事務員・調理員・用務員等) その他、嘱託医、学校薬剤師等

- 4 教育を行う日及び時間等
  - ・この幼稚園の保育年限は4年以内とします。
  - ・学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
  - ・学年を次の3学期に分けます。

1学期 4月1日 ~ 8月31日

2 学期 9 月 1 日 ~ 1 2 月 3 1 日

3学期 1月1日 ~ 3月31日

- 保育時間は午前8時30分~14時30分です。
- ・通常の保育のほか、延長保育・預かり保育を次のとおり行います。

名 称 預かり保育「まきばクラブ」

延長保育 保育を行う日の14時30分~18時00分

早朝預かり保育保育を行う日、預かり保育を行う日の朝7時30分~8時30分

預かり保育 夏期休園中(土日祝日、お盆前後を除く)

冬期休園中(年末年始を除く)

春期休園中(新年度準備日と環境整備日[3日程度]を除く)

いずれも、最大7時30分~18時00分で、希望者が対象です。

- ・未入園児の会(ときわひよこクラブ)を水曜日9時30分~11時00分に行います。
- 5 保育料等
  - ・保育料その他の納入金は次のとおりです。

施設整備費 30,000円(入園時)

保 育 料 無償

教育充実費 3,000円(毎月)

父母の会費 300円(毎月)

この他、行事費等を集金することがあります。

- ・早朝預かり保育料、預かり保育料、延長保育料は1時間200円です。ただし、長期休園中は、通常保育の時間帯である朝8時30分から14時30分の間は保育料は発生しません。ただし利用1回500円の基本料を請求させていただきます。詳細は「まきばクラブ実施要項」をご覧ください。
- ・既納の納入金は、理由の如何にかかわらず返還しません。
- 6 子ども・子育て支援法に基づく利用定員
  - ・2024年度の利用定員は1号認定を受けた園児25名です。
- 7 入園及び修了に関する事項等
  - ・入園希望者は、本園所定の手続きを経て園長による入園許可を得るとともに、伊勢市

長(伊勢市以外に在住の場合は、その市町村長)から施設型給付1号認定を受けることが必要です。

- ・入園を許可された者は、本園所定の書類を提出し施設整備費を納入していただきます。
- ・休園、退園または転園しようとする者は、その理由を記して園長に届けるものとします。
- ・所定の教育を修了したと認めた者に園長は修了証書を授与します。

#### 8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- ・緊急時には、事件・事故・火災の発生、不審者の侵入、地震・津波発生、それぞれのマニュアルを基に、園児の安全確保をはかります。災害発生時の指定避難所は「いせ市民活動センター」ですが、実際の状況によってその他の場所に避難する場合もあります。
- ・緊急時には緊急時連絡票に基づき連絡を実施します。同時に、可能な限り、園生 活支援アプリ「コドモン」でのメール連絡も行います。

#### 9 要望・相談の受付

- ・要望、相談は各教職員が受け付けます。その内容は園長に報告し、必要な場合は教職 員の会議により解決をはかります。
- ・対応は理事会に報告します。内容によっては保護者会を開き、経緯の説明、結果の報告を行います。また、理事会の判断によって教育委員会に報告します。

#### 10 保険に関する事項

- ・全園児に「独立行政法人日本スポーツ振興センター」災害共済給付制度に加入していただきます。これにより、保育時間内に園児の災害(負傷、疾病など)が発生した場合に災害共済給付(医療費など)が受けられます。ただし負傷、疾病の療養に要する費用が5,000円以上のものに限ります。
- ・掛金額 一人295円のうち、200円を保護者から集金します(年1回 4月)。

#### 11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・教職員は職務上知り得た園児及びその家族の情報を決して漏えいしないよう、意思統 一を徹底します。
- ・園の広報等のために園児の写真を使用する場合は、必ず保護者の同意を得ることとします。
- ・入学予定の小学校との接続、他の幼稚園等に転園する際の手続き、緊急時の医療機関 等での提示など、必要な場合に限り情報を提供します。